

《参考 11》 NDL 東日本大震災アーカイブ許諾書

国 函 電 ● ● ● 号
平成 ● ● 年 ● 月 ● 日

● (会社内)
● (役職)
● ● ● ● 殿

国立国会図書館 ● ● ● ● 部長
● ● ● ●

東日本大震災アーカイブ事業における収集等に係る許諾について (依頼)

平素から、国立国会図書館の事業に御協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、国立国会図書館では、東日本大震災に関する記録等の歴史的・社会的・学術的価値に鑑み、当該記録等を収集し、誰もがアクセスして活用できる仕組みを提供することにより広く国内外に情報を発信するとともに、それらの永続的な保存と活用を実現することを目的として、震災に関する記録等のアーカイブ事業を行っております。

国立国会図書館東日本大震災アーカイブ <http://kn.ndl.go.jp/>

震災に関する記録等を収集し、保存し、及び利用するためには、当該記録等に係る権利者の許諾が必要であるため、下記について、貴機関の御許諾をお願いする次第です。当事業の趣旨を御理解いただき、是非とも震災に関する記録等の国立国会図書館による収集、保存及び利用につきまして御許諾いただきますようお願い申し上げます。

つきましては、御許諾いただける場合には、記録等に関する権利関係及び利用条件について、別添の記入要領に従って「回答書」及び「回答書別紙」に必要事項を御記入の上、同封の返信用封筒で御返送くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 国立国会図書館による収集及び保存

- (1) 国立国会図書館は、貴機関が作成し、貴機関が著作権その他の知的財産権を保有している震災に関する記録等(ただし、貴機関以外にも著作権者等が存在するものや、肖像権等の人格権が発生するもの、個人情報記録されているものに関しては、1から3まで及び「回答書」に記載する条件により国立国会図書館が収集し、保存し、及び利用することにつき、貴機関において関係者から許諾又は同意を得られているものに限り)を、複製により、図書館資料として収集します。収集方法については、国立国会図書館及び貴機関の協議により定めるものとします。
- (2) 国立国会図書館が収集した震災に関する記録等の著作権その他の知的財産権は、その後の利用の態様にかかわらず、貴機関に帰属する点に変更はございません。
- (3) 国立国会図書館は、保存及び利用のため、収集した震災に関する記録等について、文字コード、サイズ、フォーマットの変換等、技術的な改変を行うことがあります。

2 国立国会図書館による利用

- (1) 国立国会図書館は、収集した震災に関する記録等を、次のうち、貴機関により御許

諾いただける方法により利用します。

- (i) 国立国会図書館構内情報通信 (LAN) (接続範囲は、東京本館 (国会分館を含む。)、関西館及び国際子ども図書館) を通じて館内向けに送信すること。
- (ii) 国立国会図書館の承認する公共図書館等に送信すること。
- (iii) インターネットを通じて送信すること。
- (iv) (i) 及び(ii) の利用者の求めに応じて全文を複写 (紙に印字) して提供すること。

(2) 利用開始日は、貴機関の指定した日以降とします。特に指定がない場合は、国立国会図書館の準備が整い次第、利用を開始します。

3 収集、保存及び利用に係る条件

- (1) 国立国会図書館による震災に関する記録等の収集、保存及び利用に係る対価は、無償とします。
- (2) 提供された記録等に係る著作権その他の知的財産権、肖像権等の人格権又は個人情報について問い合わせがあった場合には、国立国会図書館は、回答書に記載された貴機関の連絡先を、問い合わせをした者に通知します。

御質問等がございましたら、以下の問い合わせ先まで御連絡ください。

問い合わせ先

〒100-8924 住所：東京都千代田区永田町 1-10-1

国立国会図書館 ●●●●部 ●●●●●●●●課 ●●●●●●●●係

電話：03-XXXX-XXXX

電子メール：●●●●●@ndl.go.jp

当事業 URL：<http://kn.ndl.go.jp/>

[回答書]

平成 年 月 日

国立国会図書館●●●●部長 殿

東日本大震災アーカイブ事業における収集等に係る許諾について（回答）

機関名：

機関責任者名：

印

「東日本大震災アーカイブ事業における収集等に係る許諾について（依頼）」（平成 年 月 日付け文書番号〇〇号。以下「依頼文書」という。）により依頼のあった標記の件について、下記のとおり回答します。

記

別紙に記載する当機関が作成した震災に関する記録等について、1のとおり権利関係に問題ないことを確認し、依頼文書に記載されているとおり国立国会図書館が収集し、保存し、及び利用することを許諾します。ただし、利用の条件については、2のとおりとします。

1 権利関係

別紙に記載する当機関が作成した震災に関する記録等については、当機関が著作権その他の知的財産権を保有しています。また、その他の権利関係については、次のいずれかに該当します。

- ① 当機関以外に著作権者等が存在するものや、肖像権等の人格権が発生するもの、個人情報記録されているものは、ありません（又は、そのような箇所については、削除してあります。）。
- ② 当機関以外に著作権者等が存在するものや、肖像権等の人格権が発生するもの、個人情報記録されているものについては、依頼文書1から3まで及びこの回答書2の条件により国立国会図書館が収集し、保存し、及び利用することにつき、関係者から許諾又は同意を得ています。

2 利用条件

(1) 利用の範囲

- 依頼文書2(1)(i)から(iv)までの全ての利用を許諾します。
- 依頼文書2(1)(i)から(iv)までのうち、()の利用を許諾します。

(2) 利用開始日の制限

- 有（平成 年 月 日から利用可能）
- 無

3 連絡先

氏名（担当部署）：
住所：
電話番号：
電子メール：

[回答書別紙]

「東日本大震災アーカイブ事業における収集等に係る許諾について（回答）」によって許諾対象とする記録等は、次のとおりです。

タイトル	
備考	

タイトル	
備考	

タイトル	
備考	

タイトル	
備考	

タイトル	
備考	

タイトル	
備考	

タイトル	
備考	

記入要領

[回答書]

1 権利関係

貴機関が作成した震災に関する記録等について、貴機関において権利関係を御確認ください。

2 利用条件

(1) 利用の範囲

収集した震災に関する記録等の国立国会図書館による利用の範囲について、該当する□にチェックを入れてください。利用範囲に制限を付けたい場合は、依頼文書2(1)(i)から(iv)までに掲げる方法のうち、御許諾いただけるものを御記入ください。利用の範囲をさらに詳細に決めたい場合及び御不明な点がある場合には、別途御連絡ください。

(2) 利用開始日の制限

国立国会図書館による利用開始日に制限をつけたい場合には、利用可能とする日を御記入ください。指定がない場合、国立国会図書館の準備が整い次第、利用を開始します。

3 連絡先

御記入いただいた連絡先の情報は、当事業の事務及び当事業に関するお知らせがある際の連絡先として使用させていただきます。変更がある場合には、その都度御連絡をいただければ幸いです。

また、震災に関する記録等に係る著作権その他の知的財産権、肖像権等の人格権又は個人情報について問い合わせがあった場合には、問い合わせをした者に対して御記入いただいた連絡先をお伝えします。問い合わせをした者に伝えても問題のない連絡先をお知らせください。

[回答書別紙]

備考欄：回答書の2の利用条件のほかに条件を付したい場合に御記入ください。

※記入欄が足りない場合は、回答書別紙をコピーして御記入ください。